

議案第136号

北上市交流センター条例の一部を改正する条例

北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
江釣子地区交流センター	[略]		[略]	江釣子地区交流センター	[略]		[略]
	2階会議室		[略]		和室A		100
			[略]		和室B		100
	配膳室		[略]		和室C		100
	[略]		[略]	配膳室		[略]	
	[略]		[略]	[略]			[略]
[略]			[略]	[略]			[略]
[略]			[略]	[略]			[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

江釣子老人福祉センターの廃止に伴い、当該センターとして使用していた和室を江釣子地区交流センターの施設として使用するため、所要の改正をしようとするものである。